

3 月 1 8 日 (水)

(第 4 日 目)

## 平成27年第1回南関町議会定例会（第4号）

平成27年3月18日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第16号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第17 議案第17号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第18号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第19号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第20号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第21号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第22号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第23号 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第24号 平成27年度南関町一般会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第28号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第31号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第32号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 南関町過疎地域自立支援計画の変更について
- 日程第34 議案第34号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第35 議案第35号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第36 議員派遣の件
- 日程第37 委員会報告について  
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
- 追加日程第1 議案第36号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第2 議員提出議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・  
大幅増員を求める意見書(案)

追加日程第3 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・請願付託の件」  
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライ  
ン・街灯設置」を求める請願書

追加日程第4 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	9番 山口純子君
10番 本田眞二君	11番 橋永芳政君
12番 酒見喬君	

3. 欠席議員(1名)

8番 田口浩君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 佐藤安彦君	住民課長 菅原力君
副町長 本山一男君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 永松泰子君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 島崎演君
まちづくり推進課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きますが、8番議員が身体不調のために欠席されるというお届けが出ておりますのでお知らせをいたしておきます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第1号、南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第2号、南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第3号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第4号、南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第6 議案第6号 南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第6号、南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第7 議案第7号 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第7号、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第8号、南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第9号、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第10号、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第11号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第12号 南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第12号、南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第13 議案第13号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第13号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第14号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 15 号 平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第 15、議案第 15 号、平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。11 番議員。

○11 番議員（橋永芳政君） 平成 26 年度の補正予算の中身でございますけれども、地方創生の先行型事業のことで、3 億 3,300 万円の補正額でございますが、その補正につきましても、予算説明の折に執行部から説明を受けたものでございますけれども、その執行先について、いろんな疑惑があるような説明があったわけでございます。しかし、決してそういうことのないように、実際施行する場合は、公募をする場合には、ぴしゃっとした形でしていかないと、一つのなにそれを支援したような説明をしたわけでございますので、そういうことのないように。これがもしそこに行ったら、行政談合といいますか、そういうことのいった例があるんじゃないかというふうな疑惑が持たれるわけでございますので、そういうことのないような公募の仕方をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 答弁を求めますか。町長。

○町長（佐藤安彦君） 橋永議員のただいまの質問に対してお答えしますが、補正予算の説明の段階で、その中で、不信を与えるような説明をしたことについて、まずおわびを申し上げます。今後、そういった公募につきましては、皆様方にわかりやすい、そして議会にも、また新たな説明をさせていただきながら、公募に移っていき、そして事業展開をしていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第16 議案第16号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第16号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第17 議案第17号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第17号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第18 議案第18号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第18号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第19 議案第19号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第19号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第20号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について



○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第21号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議案第22号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第23 議案第23号 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第23号、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第24 議案第24号 平成27年度南関町一般会計予算について**

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第24号、平成27年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 議案第24号、平成27年度南関町一般会計予算について、登記に関する予算等が上がっておりますけど、登記が遅れないように、十分この登記に関する事務については延滞なく行っていただくように、よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 答弁を求めますか。町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員の質疑の登記事務についてでございますが、これまでもそういったいろんな諸事情によってちょっと遅れたことがありましたけれども、人事異動等も実施しまして、適切な事務が行われるようにということで、対応できるようにしておりますので、今後そういった遅れるようなことがないよう、しっかりと

取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成27年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第25、議案第25号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

て

○議長（酒見 喬君） 日程第26、議案第26号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第27号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第27、議案第27号、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算につ

いては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計予算について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 28、議案第 28 号、平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計予算について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 29、議案第 29 号、平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第30、議案第30号、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第31号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第31、議案第31号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第32 議案第32号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第32、議案第32号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第33 議案第33号 南関町過疎地域自立支援計画の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第33、議案第33号、南関町過疎地域自立支援計画の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、南関町過疎地域自立支援計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第34 議案第34号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第34、議案第34号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第35 議案第35号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第35、議案第35号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

ここで、教育長から退席の申し出があつていますので、これを許します。

〔教育長退席〕



○議長（酒見 喬君） 本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、日程第35、議案第35号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第36 議員派遣の件について

○議長（酒見 喬君） 日程第36、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第37 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を  
求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第37、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告を行います。

南関町議会議長、酒見喬様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、平成26年12月16日。

件名、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情。

審査の結果、採択。

委員会の意見として、現在の医療・介護現場について調査・審査した結果、国民の命と暮らしを守る現場は深刻な人手不足となっており、労働の実態は厳しい状況にある。このため、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員の実現は必要である。

したがって、本件については採択とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

お諮りします。

陳情第4号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情は、採択することに決定しました。

採決の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、町長その他より、議案第36号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることになど、6件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、6件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。お願いします。

○議会事務局長（寺本一誠君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議案第36号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議案第36号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第36号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年でございます。

住所、南関町大字上長田666番地5。

氏名、谷口慶志郎。

生年月日、昭和30年3月31日生まれ、59歳でございます。

このたび、倉岡宇正氏の任期が、平成27年1月4日で任期満了となっておりますので、新たに南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものでございます。

谷口氏は昭和53年3月に熊本大学教育学部を卒業され、昭和53年4月から熊本市立楠小学校に勤務、その後、産山村公立学校をはじめとして県内の各小学校で勤務され、平成元年4月から知事部局へ出向され、熊本県商工観光労働部観光振興課、平成2年4月には熊本県教育委員会体育保健課へ戻られ、全国スポーツレクリエーション祭準備室で勤務され、スポーツの振興に努められました。

また、平成4年4月から学校人事課に勤務され、平成7年4月から玉名市立梅林小学校教頭などを歴任され、平成11年4月からは熊本県教育委員会義務教育課において指導主事として6年間勤務され、教育行政に携わられております。

次に、平成17年4月から南関第二小学校校長に就任され、その後、熊本県教育委員会教育審議員を経て、義務教育課長を務められ、平成24年4月から玉名市立玉名中学校校長としてこれまで教育行政で培われた経験を遺憾なく発揮されており、今年3月で定年退職の予定であります。

経歴のとおり、教育全般にわたり専門的事項についての教養と経験を持たれ、人柄は温厚誠実で、人格も高潔であり、教育に関する識見も備えた優れた方で、当町教育委員会委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。

御審議の上、何卒ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、追加日程第1、議案第36号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、議員提出議案第1号、安全・安心の医療・介護

の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 議員提出議案第1号、平成27年3月18日、南関町議会議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、南関町議員全員、境田敏高、井下忠俊、打越潤一、本田眞二、酒見喬、立山秀喜、立山比呂志、杉村博明、田口浩、山口純子、橋永芳政。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）。

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

意見書（案）を朗読します。

厚生労働省は看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて、5局長通知や医師・看護職員・薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて、6局長通知の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも、医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して、当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制、医療勤務環境改善支援センターを構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め予算化しています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。人口1,000人当たりの医師数を見ると、OECD諸国の平均が3.1人であるのに対して、日本は約2人ととどまっています。絶対数では14万人も不足しており、社会問題となってあらわれたのが、2007年ごろからのいわゆる救急搬送のたらい回し事例の増加です。救命救急医療の現場では、搬送された患者の手術に順番待ちの事態が生じている有様です。帰宅もできない状態が続く医師・看護師の超過勤務等々、医療現場は疲労破壊の危機を迎えております。後期高齢者が急増する2025年問題が迫る中、医師、介護体制の確保はまさに緊急事態であります。2015年度には第8次看護職員時給の見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員を大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国・熊本県に要望

します。

#### 記

- 1、労働時間の短縮・勤務間隔の改善に努め、大幅に労働環境を改善すること。
- 2、医師・看護師・介護職員など大幅に増員すること。
- 3、出産・育児に配慮し、短時間正規雇用制度の導入、病院内保育所の運営や施設整備に対する支援施策の強化を図ること。また、離職者に対する職場復帰支援体制を構築すること。
- 4、国民・患者・利用者の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 5、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日、南関町議会。

宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣そして熊本県知事です。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議員提出議案第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

・ 請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査について

##### 「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました、所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について

##### 「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

## 追加日程第7 閉会中の継続調査について

### 「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成27年第1回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時13分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 27 年 第 1 回 定 例 会

平成 27 年 6 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬  
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒 861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111